

# 第 107 回 金沢市都市計画審議会議事録

## 1. 日時

令和 7 年 11 月 19 日 (水) 9:30~12:20

## 2. 場所

金沢市役所第二本庁舎 3 階 2301 会議室

## 3. 出席委員

### ①学識経験者 (各 50 音順)

井口 栄市	金沢市農業委員会長
島田 明子	弁護士
竹村 裕樹	金城大学客員教授
西野 辰哉	金沢大学教授
宮本 治郎	金沢経済同友会副代表幹事
森 晴美	石川県消費生活支援センター所長

### ②市議会議員

小間井 大祐	金沢市議会副議長
麦田 徹	金沢市議会総務常任委員長

### ③関係行政機関

五十川 泰史	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長 (代理)
本田 琢	石川県土木部長 (代理)
吉田 健一	石川県農林水産部長 (代理)
西村 和市	石川県警察本部交通部長 (代理)

### ④市民

甚田 和幸	金沢市町会連合会副会長
上田 久美子	金沢市校下婦人会連絡協議会副会長

(司会)

定刻となりましたので、只今より、第107回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日は審議案件が2件、その他案件が2件ございます。委員の皆様には十分なご審議をお願い申し上げます。

それでは、はじめに都市整備局長の高木より、ご挨拶を申し上げます。

(高木局長)

委員の皆様、おはようございます。都市整備局長の高木でございます。本日は大変お忙しい中、お運びをいただきまして、誠にありがとうございます。また日頃より、本市のまちづくりにご理解、ご協力を賜っておりますことに対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

ここ数年いつも同じ傾向にございますけれども、猛暑の夏がやっと終わったと思ったら、本来過ごしやすいはずの秋の期間がやけに短くて、そしてすぐさま冷え込む季節へと入ってくると、そういうことが続いております。冬本番に向けて、雪への備えを怠ることができないということで、師走に入りますと、1日に除雪作業本部を開設することになっておりまし、また長町景観地区におきましては、冬の風物詩の1つでもあります土壙のこも掛けが6日に行われるという予定になっております。降雪に向けた準備をしっかりと整えていきたいと思っております。

さて本日の審議会では、まず審議案件の1つ目として、近岡町の雨水ポンプ場の追加に伴います下水道計画の変更について、お諮りをすることとしております。8月7日に線状降水帯による豪雨災害に見舞われまして、河川の溢水や道路冠水、それから家屋の床上床下浸水など、被害が多数発生したことは記憶に新しいところでございます。近岡町の周辺では、高潮や大雨の際に、排水先である大野川の水位が高くなることで、排水不良による浸水被害が頻発しております、その軽減を図るための計画変更でございます。

また2つ目の案件としまして、本市の景観計画の変更についてお諮りをいたします。石川県さんが昨年策定された、金沢港将来ビジョンによって、金沢港周辺の土地利用の方向性が示されたことから、それに合わせた景観誘導が課題となっておりまして、かねてより本市の景観計画について変更作業を進めているところでございます。いずれも、昨今の気象状況ですとか、土地利用の変化などを踏まえた本市のまちづくりにとって重要な案件でございます。

委員の皆様にはそれぞれの分野から忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(司会)

議事に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元のタブレットをご確認ください。資料は、1枚目が次第、2枚目以降が議案書となっております。正しく表示されていますでしょうか。

それでは、ここからの進行を竹村会長にお願いしたいと存じます。竹村会長どうぞよろしくお願ひいたします。

(竹村会長)

おはようございます。今ほど局長からもお話しがありましたが、様々な災害、地震や豪雨、これから季節は豪雪が都市災害への対応が大事なことになっております。さらに最近はクマの被害も中山間地だけでなく都市部へも広がっています。これらに都市計画としてもしっかりと対応すべきと考えています。

この都市計画審議会では、今年度2つの専門委員会を設けています。都市計画マスタープランの改定と都市再生緊急整備地域の運用のためのもので、特にまちづくり全体の根幹となりますマスタープランの改定は大変重要でありますし、都心軸を中心としたところが整備後、40年、50年経過しており、これらをどのように再整備していくかということが、金沢の次の活性化、住民に対しても非常に大事な問題になっております。駅前の都ホテル跡のビルや武蔵が辻、片町、こういったところのリニューアルの機運が高まっているところであります。この都市計画審議会においても、しかと議論して、あるべき方向に進めていけたらよいと思います。本日はそのあたりの議題に関連したところもございます。皆さん、忌憚のないご意見をいただければと思います。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、事務局の報告によりますと、只今、委員20名の内14名が出席していますので、条例第5条第2項の規定に照らし、出席委員が半数以上ですので、本会議は有効に成立しておりますことを報告します。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定により、議事録の署名委員を指名させていただきます。今回は、島田委員と森委員にお願いいたします。お二人にはどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは議事に入りたいと思います。計画案審議「第440号 金沢都市計画 下水道の変更（臨海処理区）（金沢市決定）」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第440号「金沢都市計画下水道の変更（臨海処理区）」について、説明いたします。なお、議案書のページ番号は画面の右下に記載のもので、ご案内いたします。

まずは、金沢都市計画下水道について説明します。金沢市の公共下水道の処理区域は、

犀川より北東の金沢市中心部に位置する浅野処理区、犀川より南西に位置する西部処理区、国道8号線より北西に位置する臨海処理区、流域関連公共下水道である犀川左岸処理区、特定環境保全公共下水道である湯涌処理区の5つの処理区にわかれています。それに汚水と雨水の排水区域が定められています。

こちらが汚水、雨水それぞれの総括図です。

これらのうち、今回変更する臨海処理区に都市計画決定なされている事項です。名称は金沢市公共下水道(臨海処理区)で、排水区域面積は汚水が約2,616ha、雨水が約2,758haです。下水管渠が汚水と雨水でそれぞれ定められており、その他の施設としてポンプ場、処理施設、調整池が定められていますが、今回の変更は、すでに4か所決定されているポンプ場に近岡雨水ポンプ場を追加するものです。

こちらは位置図です。議案書は1ページです。計画地は、近岡町地内です。

少し拡大した航空写真です。計画地は松任宇ノ気線に面する石川県の敷地で、現在、緑地となっています。

こちらは計画図です。議案書は2ページです。面積は2つの敷地をあわせて約2,700m<sup>2</sup>となります。

参考に、施設配置案を提示します。

近岡雨水ポンプ場追加の背景です。近岡町周辺では、高潮・大雨時に排水先である大野川下流部の水位が高くなることで排水不良による浸水被害が頻発しています。こちらの写真は令和6年6月に、時間雨量20.5mm、総雨量115mmを記録したときの状況です。ポンプ場を追加することにより、潮位に関わらず雨水の排水が可能となり、また、残留水の排水により、有効水路断面が増えることによって、水路が保有する本来の流加能力を発揮することができるため、計画雨量50mm/hrに対応可能となります。

こちらは近岡雨水ポンプ場がうけもつ駅西第一排水区の流域エリアと浸水エリアを示したものです。

こちらは計画書です。議案書は3ページです。金沢市公共下水道(臨海処理区)「3-4. その他の施設」の(1)ポンプ場に近岡雨水ポンプ場を追加します。位置は金沢市近岡町、面積は約2,700m<sup>2</sup>です。以上が変更の内容です。

最後に、本件につきましては、令和7年11月4日から11月18日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出がなかったことをご報告いたします。

以上で、議案第440号の説明を終わります。

(竹村会長)

はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問やご意見がありましたら、挙手して、よろしくお願いします。

(A委員)

道路冠水している写真はどの道路ですか。

(河川水防課)

県道 299 号近岡諸江線のみなとホテル前の写真です。

(A委員)

雨が降ると常時このような状態になるのですね。ポンプの水はどこに流すのか。

(河川水防課)

大野川です。

(A委員)

高潮なのに排水できるのか。ポンプの効果はあるのか。

(河川水防課)

効果は、かなりあります。

(A委員)

市場の青果部門の移転予定地もこのポンプがないと、雨が降ると道路冠水して大変ではないのか。雨水ポンプ場ができれば、その不安はなくなると市は考えているのか。

(河川水防課)

ポンプ場は 50mm/hr の雨量に対応する能力である。8月 7 日の大霖は 67.5mm/hr 降っているので、そのときに道路冠水しないかというと、しないとははっきり言えない。ただ、これまでよりも浸水の深さなど被害は軽減されると思っています。

(A委員)

今後、50mm/hr を超えるとポンプ場を作っても処理しきれないということですね。

(河川水防課)

処理できないというより、作ることによってこれまでより効果が発現できる。

(事務局)

下水道の変更の話から、まだ本決まりではないが、湊 3 丁目に公設市場のうち青果部

門が移設を予定しているという話でございました。甚田委員のご指摘のとおり、雨の対策のみならず、地震の対応など、市民のみならず県民へも波及する施設ですので、ゆくゆくはこの都市計画審議会でも市場の都市計画決定という観点でご意見を賜る時期が来ようかと思いますので、その際に市場機能の確保という観点での対策について説明させていただきたいと思います。

現状を申し上げますと、みなとホテルの前は大きな雨や高潮等の条件が重なると写真のような状態になりますが、市場が移転を予定している東部工業用地については浸水の実績は今のところございませんので、甚田委員がご指摘のように高潮自体が岸壁を乗り越えて浸水しているという状況はございません。河川水防課から説明があった金沢市総合治水対策の7年確率50mm/hrや10年確率55mm/hrについて、市内の排水施設はその規模での整備を一体として進めているところでございますので、ここだけの話ではないです。下水道の計画等で50mm/hr対応が本市の雨水対策では最大ですので、まずはその機能をしっかりと確保する施設を作りにいこうということです。

(竹村会長)

市場の話は、また別途議論する機会があると思います。今のような防災機能はどうかとか、周辺の環境に影響がないかなど、立地についてはご意見をいただく機会があるかと思います。ポンプ場については、最近の豪雨災害による浸水被害を少しでも軽減させようというもので、50mm/hrであれば概ね対応可能という話なので、被害を軽減するには大変効果的だと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(B委員)

参考にお聞きしたいのですが、ポンプ場が道路を挟んで2つにわかれて立地されている理由と、面積は時間単位での降り方との兼ね合いで2,700m<sup>2</sup>に決まっているということでしょうか。

(河川水防課)

2か所にわけた理由ですが、海側の小さいところは現在、金沢市の雨水ポンプ室があり、仮設ポンプも設置している金沢市の土地で、その土地を有効活用したいというのが1点目、また、先ほどの写真にもありましたけれども20mm/hrでも水がついてしまう、高潮の関係で水が捌けないときに少しの雨でも水がついてしまう。そういう状況が多々見られるということで、そういったときに大きなポンプを動かすと経済的にランニングコストが高いので、小さいポンプで対応してコストを下げたいのが2点目です。もう1つは、2つの場所にわけて工事をすることによって、小さい方が先に完成し、効果の発現が早くなるということもあり、今回2つにわけさせていただきました。そして敷地と

50mm/hrの関係ですが、基本的に50mm/hrに必要なポンプの大きさによって、必要な敷地が決まります。今回2つにわけることによって、普段より少し小さめの、必要最小限の土地で対応できるということで、敷地とポンプの大きさによって変わってくると思っていただけたらと思います。

(C委員)

基本方針は概ね良いと思いますが、この三角の敷地と下側の敷地は金沢市の持ち物ですか、あるいは民地でしょうか。つまり、将来の拡張可能性はどれくらいあるのでしょうか。

(河川水防課)

敷地については、石川県の港湾事務所が持っている土地でございます。その一部を占用させていただくため、土地の費用は一切かかりないです。ただ、拡張となりますと、近岡緑地公園となっており地元の方々のグランドゴルフ場となっているため、利用している方との調整は必要ですが、今のところ拡張は考えておりません。将来的にもし必要があれば港湾事務所の土地でありますので、対応はできると思っています。

(C委員)

下水道だから地面の下に埋めるのですよね。

(河川水防課)

ポンプ場につきましては建物ができます。

(C委員)

そしたらグランドゴルフができなくなるわけですね。それは地元の理解が必要ですね。わかりました。以上です。

(竹村会長)

どうも貴重なご意見ありがとうございます。他にご意見もないようですので、とりまとめさせていただきます。只今いただきましたご意見については、今後の事業を進める上で、参考意見として取り扱っていただき、この計画については、計画案のとおりとして答申します。

続きまして、その他案件第441号 「金沢市景観計画の変更」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第441号「金沢景観計画の変更」について、説明いたします。

本議案は、景観計画変更にかかるもので、景観法第9条第8項において準用する同条第2項に基づく、都市計画審議会への意見聴取となります。これまで、景観審議会専門部会にて、令和5年度から数えて、現地実査も含めて計5回、景観審議会の親会にて、令和5年度から数えて、計4回の審議と意見聴取を経ております。

また、令和7年9月17日～10月16日でパブリックコメントの募集を行っております。今回の都市計画審議会の意見をいただき、パブリックコメントの意見も踏まえ、改めて計画部会と景観審議会にて案を審議いただき、条例改正の議会の議決を経た後に、変更の最終案について、景観審議会で答申をいただく形となります。予定といたしましては、5月に景観計画の変更の告示、8月に施行を目指しております。

それでは、変更内容についてご説明させていただきます。

最初に、「1 景観計画変更の趣旨について」ご説明します。まず、今回の変更の背景には2つのポイントがございます。一つ目は、金沢港周辺、日本海海岸部は、かねてより金沢の景観にとって大切な景観を有していること、二つ目は、平成21年度に策定した景観総合計画には、金沢港における将来的な土地利用の方向性に合わせた段階的な景観誘導が課題としてあげられているという点です。

その上で、近年の金沢港クルーズターミナルの整備等による賑わい空間の創出などの社会情勢の変化や県が策定した「金沢港将来ビジョン」等によって、金沢港周辺における土地利用の方向性が示されたことが、今回の景観計画変更のきっかけとなっています。

次に、「2 景観計画変更の内容について」ご説明します。「1) 景観計画区域に新たな区域を位置付けること」が一つ目の変更となります。金沢市では、市全域を景観計画区域として定めています。現在の区域には、伝統環境保存区域・伝統環境調和区域・近代的都市景観創出区域の①景観形成区域と②重要広域幹線景観形成区域、④のその他の区域が条例や計画に位置づけられています。今回の計画の変更は、景観形成区域に、金沢港周辺を対象とした港湾景観創出区域、海岸線を対象とした③重要広域海岸景観形成区域を新たに追加することです。右に市内の区域図を掲載しております。赤い点線で囲ったあたりが港湾景観創出区域となり、薄いですが水色ハッチが重要広域海岸景観形成区域となります。

それでは、次のページの2) 追加する新たな区域を指定する範囲についてご説明します。2つ目の変更点です。まず、左側の図の港湾景観創出区域についてです。区域を指定する基本的な考え方は、下の点線で囲った部分に記載しております。①「いしかわ景観総合計画」における景観形成重要エリアとの整合、②「金沢市景観総合計画」における段階的な景観誘導の実現、③クルーズターミナルをはじめとする港湾機能の強化によるさらなる土地利用、④臨港地区の分区指定によるエリアごとの土地利用誘導。この4

つの基本的な考え方に基づき区域を指定します。

また、金沢港クルーズターミナルやいきいき魚市、からくり記念館があるあたりの赤色ハッチ部分を交流拠点区域とし、水産ふ頭地区、大野町地区の2地区を細区分しております。石油タンクが並ぶ石油ふ頭や、近代的都市景観創出区域からつながる工業地域の紫色のハッチの部分を企業立地区域とし、石油・五郎島ふ頭地区、港四丁目地区の2地区を細区分しております。また、現在、コマツの工場がある大浜ふ頭、セメントサイロやコンテナが並ぶ戸水・御供田ふ頭の水色のハッチの部分を物流区域とし、大浜ふ頭地区、戸水・御供田ふ頭地区の2地区を細区分しております。

次に、右の図の重要広域海岸景観形成区域についてです。区域を指定する基本的な考え方は、下の点線で囲った部分に記載しております。①「いしかわ景観総合計画」における景観形成重要エリアとの整合、②「金沢市景観総合計画」における段階的な景観誘導の実現であり、いしかわ景観総合計画に合わせた汀線から海側1kmと汀線から陸側500mに、海岸林（保安林）の範囲を追加した範囲となります。

次のページをご覧ください。参考資料です。いしかわ景観総合計画での位置づけとして、景観形成重要エリア「加賀海岸エリア」に今回新たに指定する区域が位置づけられています。右の図は石川県の景観計画区域に各景観行政団体である、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、白山市の景観計画の海岸線等における景観エリアを反映させて加工したもので。すでに、白山市の景観計画や石川県の景観計画では、白山市、内灘町、その他の市町の海岸景観について、いしかわ景観総合計画にあわせた景観誘導が図られており、今回、金沢市として、それらに合わせた景観誘導が必要なエリアとなります。

次に、それぞれの区域における景観形成方針と景観形成基準についてご説明します。4ページ目をご覧ください。左側には、港湾景観創出区域の区域毎の景観形成方針を掲載しております。交流拠点区域では、周辺の伝統的な街並みや、港の水と緑ある空間との調和に配慮しながら、海の玄関口にふさわしい優美で賑わいを感じられる景観形成を図ります。企業立地区域では、都心軸の近代的な都市景観や五郎島の農業景観との調和に配慮しながら、工業地として、海の玄関口にふさわしい活力ある産業を活かした景観形成を図ります。物流区域では、物流に関する港湾施設の見え方に配慮しながら、海の玄関口にふさわしい港らしさを活かした躍動感を感じられる景観形成を図ります。

右の表は、港湾景観創出区域の景観形成基準の抜粋です。景観形成基準については、区域毎に定めますが、港湾景観は、パノラマ景観であり、ひとつのつながった景観であるということが特徴となります。よって、景観形成基準については、区域毎の記載は統一的な表現が多くなりますが、各区域の景観形成方針や景観特性を把握した上で、基準を守っていただくという内容です。

次のページに参考資料を掲載しております。景観計画では、景観形成方針に基本方針、景観特性、背景となる景観、地区内からの眺望を列挙し、再区分した地区毎の特徴を記

載します。これらを、景観形成基準の記載内容と照らし合わせながら、各区域の景観を捉えて各事業者、設計者に計画に反映してもらうような立て付けとなります。なお、現在の景観計画区域（その他の区域）の基準と比べても、規制が著しく厳しくなるような内容ではございません。

今回の景観形成基準の特徴としましては、これまで、旧市街地や都心軸沿いについての景観形成基準では、茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩ということで色相を絞った景観誘導を図ってきましたが、今回は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩を求める基準とした点が挙げられます。このことにより、規模の大きな建物や工作物については、対岸から見たときに、暗く浮いたような存在感を与えるものではなく、空や海に溶け込むような色彩へと誘導し、現在の落ち着いた港湾らしい景観を維持することが期待されます。

次に、6ページ目をご覧ください。重要広域海岸景観形成区域の景観形成方針は、「海岸部特有の土地利用と多様な自然景観とが共存する良好な海岸景観の形成を図ります。」とします。

景観形成基準については、指定範囲と同様に、いしかわ景観総合計画との整合性、隣接する白山市、内灘町における景観誘導との整合性から、外壁の色彩は明度8.5以下とし、彩度が高いものとならないようにすることを記載し、広域的な良好な景観形成を図ります。

次に、右の表となりますが、追加する新たな区域で、届出が必要となる対象行為についてです。今回の景観計画の変更に伴い、新たな区域に指定される多くの場所が、現在、景観計画区域（その他の区域）となります。先に申しましたとおり、港湾景観は大パノラマ景観であり、小さな規模の建築物等については、景観上大きな影響を与えるものではないことから、現在の、その他の区域の届出対象に、建築面積が500m<sup>2</sup>を超えるものを加えます。重要広域海岸景観形成区域についても同様です。

次に、7ページ目です。色彩基準（禁止色と推奨色）の一部変更について説明します。金沢市では、景観計画で、「建築物の屋根・外壁や工作物の基調色」として使用することを禁止する色を定めています。また、金沢の伝統的な街並みとして「地」となる色彩である木色（もくじき）をベースとした色彩の範囲を示し、「外壁の基調色」としての採用を推奨する推奨色を定めています。

次のページをご覧ください。禁止色は表にございますように、各色相毎に、彩度の数値を定め、それを超える数値のマンセル値の色彩について禁止色と定めております。今回、港湾周辺における景観誘導を図る上で、港湾内施設における港湾機能から必要となる禁止色の使用については、この限りではない旨を、禁止色の適用除外に加えます。想定されるものは、石油基地における貯水タンクやガントリークレーンです。石油基地における貯水タンクでは安全のため貯水タンクは水色として運用していることから、禁止

色に該当するケースが発生しますので、今回適用除外として位置づけるものとなります。

また、推奨色につきましては、同じページの下の表に、マンセル値でその範囲を定めさせていただいております。茶系や茶に近いベージュ系の色彩となります。推奨色を適用する区域としては、景観形成区域一律となっており、今回、港湾景観として求められる色彩が推奨色とは合致しないことから、都心軸区域をはじめとした近代的都市景観創出区域と同様に港湾景観については適用する区域からも除く旨の記載を追加します。

次に、7ページにお戻りください。7) 伝統環境保存区域から港湾景観創出区域に変更となる区域について説明します。右の区域図の赤い点線の部分が、変更となる箇所です。港湾に面した部分で、伝統的街並み区域よりも、港湾景観としての意味合いが強い区域であると考え、変更にいたりました。緑豊かな港湾景観を演出してくれる存在として、港湾景観創出区域にアクセントを与えることが期待されます。

最後に、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の一部改正についてです。景観計画区域は、1ページ目に載せた体系図になりますが、伝統環境保存区域などの区域については、条例によって位置づけられております。ですので、今回、港湾景観創出区域と重要広域海岸景観形成区域を追加するため、条例の改正が必要となります。

以上で説明を終わります。

(竹村会長)

ただいまの説明について、何かご質問やご意見がありましたら、挙手して、よろしくお願いします。

(A委員)

また、市場のことに関してですが、市場の移転予定地も物流区域にあたるようだが、市場は、建屋の建築面積が500m<sup>2</sup>を超えていても届出が必要ということで、建てる事は可能ということですか。

(景観政策課)

そのとおりで、その規模を超えると届出が必要ということです。

(A委員)

市場が移設されても、港湾景観創出区域における物流区域と読むことができるのか。当該地は金沢港将来ビジョンにおいては貿易の物流ゾーンではあるが、市場の生鮮食品の物流は金沢港港湾計画における物流ではないのではないか。金沢港港湾計画との整合性をとる必要があるのではないか。

(竹村会長)

景観計画の話と港湾計画、土地利用の話と分けて話をしましょう。土地利用については、別途、議論することになるでしょう。

(事務局)

市場の移転計画については、現在、本市の他部局と石川県とが協議をしている段階でありますので、金沢港港湾計画における市場の位置付けについても整理された上で、市場としての都市計画決定として都市計画審議会に諮られることになります。

その後、金沢市景観計画において整合性を図る必要がある場合は、検討することになります。

(D委員)

今回の景観計画の変更では、夜間景観、ライトアップは関係しますか。

(景観政策課)

現在、当該地については、夜間景観形成条例において区域の指定や基準等が定められています。今後も、金沢港における夜間景観の実情を注視し、顕在化してきた課題等に對して、引き続き検討していきます。

(E委員)

いしかわ景観総合計画において県内の海岸線を一律で調和を図っていくという取り組みがあります。今回、金沢港周辺を含め金沢市の海岸線も一律で定めることで、県内全域において石川らしい景観が連続されていくことを期待しています。金沢港の周辺は、石川県も金沢港の将来ビジョンを策定しており、その中でも景観形成ルールの策定を施策として挙げているなか、市においてこのような検討、取りまとめをいただき感謝しています。また、港湾ビジョンにおける基本方針として、「地」のグレー系やアクセントとしての加賀五彩なども示しています。今後、個別具体的な審査を進めていくことになりますが、この景観計画と併せ、港湾ビジョンとも整合を図って進めていただきたい、県も調整を図りながら協力していきたい。ありがとうございます。

(竹村会長)

これで、県内の海岸のルールが途切れなく一連になるということである。また、港湾については、県が主に整備をしていきますが、連携して進めていただきたい。

外壁の色彩について「中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする」とあるが、推奨色にあるようなマンセル値等により、一定の幅を持たせた基準によって運用した方がよ

いのではないでしょうか。また、数値基準を設けないとして運用の内規などは作っていくのでしょうか。

(景観政策課)

外壁の色彩については、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむことを目指すものであり、ひとつひとつの案件について、現状の見え方などを確認しながら、知見を積み重ね景観誘導を図っていきます。

(竹村会長)

港湾景観には、「地」となる落ち着いた景観に加え、アクセントとなる「図」となる建築物や工作物、クルーズ船など、わくわくする景観が魅力である。「図」となる建築物も大切になってくると思いますが、いかがか。

(景観政策課)

港湾景観においては、クルーズ船やガントリークレーンなどが魅力的な景観を形成しています。金沢港クルーズターミナルもその一つですが、象徴的な建築物や工作物を建設する際は、景観上大きな影響を与える存在でもあることから景観審議会による丁寧な審議を行いながら景観誘導を図っていきたい。

(竹村会長)

他にご意見がないようですので、ただいまのご意見は今後の政策に参考にしていただきたい。今回の景観計画の変更については、提示案のとおり進めていただく事で答申とします。

これで、審議案件はひとつおり終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

(司会)

ここからは、意思形成過程であるため、非公開とさせていただきます。報道の方は、退出願います。

— 以下、意思形成過程段階のため非公開 —